

(別紙)

**第5 古賀市総合計画策定支援等業務委託
公募型プロポーザル選考委員会評価要領**

企画提案書、見積書、提案内容説明等の内容を総合的に評価し、最も優れた提案者（以下「最優秀者」という。）の選定を行う。

ただし、評価が一定水準に達する者がいない場合は、最優秀者として選定しない。

○評価方法

- ①事業者評価及び経費評価については、事務局で評価を行う。その他の評価対象については、評価項目に着目し選考委員が各自で評価を行う。
- ②書類審査においては、全ての項目を提出書類に基づき審査し、評価上位3者程度をプレゼンテーション審査の対象として選定する。
- ③プレゼンテーション審査においては、提案内容評価のみを行う。
- ④各選考委員の評価結果の平均点を合計し、点数の大きい順番で順位をつける。
- ⑤書類審査とプレゼンテーション審査の点数を合計し、最も高い点数を得た提案者を最優秀者として選定する。ただし、合計点数が100点を超える提案者がなかった場合は最優秀者を選定しないものとする。

○配点

評価項目		配点			
		書類審査		プレゼン審査	
提案内容 評価	(1)業務に対する理解度、基本姿勢	10	60	15	90
	(2)提案内容（全般）の有効性	20		30	
	(3)提案内容（全般）の実現性	20		30	
	(4)作業スケジュールの妥当性	10		15	
事業者 評価	(5)業務実績	10	20		
	(6)業務推進体制	10			
経費評価	(7)見積書内容の妥当性	10	10		
合計		90		90	

○採点（(2)、(3)は点数を2倍にするものとする）

種別	大変優れている	優れている	良い	劣る
書類審査	10点	7点	5点	0点
プレゼン審査	15点	10点	7点	0点